

2023年1月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ト ク ロ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 山 木 学
代 表 取 締 役 C O O 領 下 崇
(コード番号：6049 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 佐 藤 大 輔
(TEL. 03-6910-4537)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2023年1月31日付の取締役会決議において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することといたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対するコミットメントレベルを引き上げることで、将来的な株主価値及び企業価値向上に資することを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権（第12回新株予約権）を発行するものであります。なお、第11回新株予約権の発行以降に、新型コロナウイルス感染症の想定以上に継続した拡大、及び「塾ナビ」における競合他社の広告出稿の強化等の経営・事業環境の著しい変化があったことから、より実態に即した業績目標を掲げ、過去に付与した新株予約権を消却し、新たに本新株予約権を発行することで業績向上に対するコミットメントを高めることを目的としており、ひいてはそれが株主との利害共有の一層の促進が図ることができるものと認識しております。また、より業績向上に対するコミットメントレベルを高めることを目的に、付与対象者のうち支配株主である代表取締役の報酬を2022年2月から無報酬としておりましたが、引き続き無報酬としております。

以上により、既存株主及び資本構成並びに当社の業績への影響を考慮し、本新株予約権の付与対象者である取締役5名及び従業員11名に関しては、既に付与していたストック・オプション（第11回新株予約権）1,024,000個を2023年2月17日付で消却する予定であります。これにより、2023年2月17日時点の当社潜在株式の総数は2,360,520株（発行済株式総数に対する割合10.41%）となる予定です。

なお、本新株予約権には、「5.（6）新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件と付されており、割当個数のすべてを行使できる当該業績目標は、2022年12月9日に公表しております。2023年10月期の業績予想である営業利益△1.5～2.5億円と比較しても、極めて高い水準であります。その目標が達成されることは当社の株主価値及び企業価値の向上に資するものであると認識しております。

II. 第12回新株予約権の発行要項

1. 発行する新株予約権の数

1,879,400 個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、5. 発行する新株予約権の内容(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

2. 割当日

2023年2月17日

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、0.8円とする。当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであるところ、当該評価機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

4. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年2月17日

5. 発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である2023年1月30日の東京証券取引所グロース市場における当社株式普通取引の終値である金290円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株

式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年11月1日から2033年2月17日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が年間（11月1日から10月31日まで）行使できる新株予約権の個数の上限は以下の（i）から（v）に掲げる時期に応じて以下のとおりとする。

（i）2023年11月1日から2024年10月31日まで

年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の30%を上限とする。

（ii）2024年11月1日から2025年10月31日まで

年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の60%を上限とする。

（iii）2025年11月1日から2026年10月31日まで

年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の80%を上限とする。

（iv）2026年11月1日から2027年10月31日まで

年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の90%を上限とする。

（v）2027年11月1日から2033年2月17日まで

年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の100%を上限とする。

② 上記①の条件に加え、本新株予約権は、直前年度の決算短信に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合、行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を

超える場合、行使できないものとする。

営業利益 3 億円未満の場合：行使できないものとする

営業利益 3 億円以上の場合：割当個数の 30%

営業利益 5 億円以上の場合：割当個数の 60%

営業利益 8 億円以上の場合：割当個数の 80%

営業利益 12 億円以上の場合：割当個数の 90%

営業利益 15 億円以上の場合：割当個数の 100%

なお、行使可能な新株予約権の個数は上記①及び当該行使条件で可能となる個数のうち、どちらか小さい個数とし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）に新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

③ 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、当社の使用人、当社の業務委託先又は当社の関係会社取締役、当社の関係会社使用人、当社の関係会社業務委託先としての地位を有していなければならない。

④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(7) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(8) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（1）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等

を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（６）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記（４）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（７）に準じて決定する。

（９） 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7. 申込期日

2023年2月13日

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 1,165,600個

当社従業員 11名 713,800個

III. 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行は、支配株主である当社代表取締役山木学を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当しております。

当社が、2023年1月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりであり、本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行は、この方針に則って決定しております。

「当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、取引内容及び条件の妥当性等については取締役会において審議を行い、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権（有償ストック・オプション）は、社内で定められた規則及び手続きに従って発行しております。また権利行使価格の決定方法を始めとする発行内容及び条件につきましても、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。なお、利益相反を回避

するため、支配株主に該当する当社代表取締役山木学は、本新株予約権（有償ストック・オプション）に係る取締役会の決議に参加していません。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行は、内容及び条件の妥当性を2023年1月31日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。本件が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見については、支配株主との間で利害関係を有しない独立役員（監査等委員）である社外取締役（中安祐貴、鈴木智也、忍足大介の3名）から、2023年1月31日付で概ね以下の理由により少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

①本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行は、取締役及び従業員の業績貢献への意欲を高め、当社の企業価値を向上させるとともに、支配株主である代表取締役の2022年2月以降の報酬を無報酬とすることで、より実態に即した業績目標を掲げ、過去の付与した新株予約権を消却し、新たに本新株予約権を発行することで業績目標に対するコミットメントを高めることを目的としていること等を勘案すると、本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を行う必要性が認められる。

②本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行のための取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避するため、特別の利害関係に該当する取締役は参加せず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されている。

③下記の事情により、本新株予約権（有償ストック・オプション）を行う相当性が認められる。

(a) 本新株予約権（有償ストック・オプション）割当てのうち取締役に対する部分については、法令及び当社の社内規則に従ったものである。

(b) 本新株予約権（有償ストック・オプション）は、取締役及び従業員の業績貢献への意欲を高め、当社の企業価値を向上させるという本件新株予約権の目的に即した商品設計となっている。

(c) 本新株予約権（有償ストック・オプション）の発行価額はその公正価値によるものである。すなわち、2023年1月31日付けの株式会社赤坂国際会計作成の新株予約権価値算定報告書に記載された公正価値を参照の上で新株予約権の発行価格を決定している。

(d) 本新株予約権（有償ストック・オプション）の一切が行使されたとしても、その希薄化の程度は限定的であり、また当該行使により交付される株式が売却された場合にも当社普通株式の株価に重大な影響を及ぼすことは予測されない。すなわち、現在の発行済株式総数は普通株式22,680,000株であるのに対し、本新株予約権（有償ストック・オプション）によって割り当て予定の新株予約権のうち、支配株主との取引に該当する新株予約権の数は448,300個、1個の新株予約権行使によって交付を受けられる株式数が1株であることより、すべての新株予約権が行使された場合の株式総数は448,300株である。

(e) 本新株予約権（有償ストック・オプション）が依るところの当社のストック・オプション制度は、他社において見られる類似の制度における一般的な内容及び条件から逸脱するものでない。

IV. 今後の見通し

本新株予約権による業績への影響については、業績及びその他の要因を含めて精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上